

長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月3日

長浜水道企業団
企業長 三和啓司

上水道条例第1号

長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 長浜水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年上水道条例第1号)の一部を次のように改正する。

付則第3条第3項および第4項の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 長浜水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年上水道条例第2号)の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例(平成9年上水道条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号、第7条および第8条の規定中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令

和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)または旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役または禁錮はそれぞれその刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期および短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑または拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の長浜水道企業団企業長の退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。